

[B09]

以下の記述は、Web ページで学校外に公開する授業教材の中で、有名な詩の一節を引用する際の取り扱いについて述べたものです。これらの中から【最も適切なもの】を1つ選びなさい。

1. 引用には、詩の作者の引用許諾が必要である。
2. 引用には、詩を掲載した書籍の出版社の引用許諾が必要である。
3. 授業で利用する範囲を超えるので、引用であっても Web ページで公開することはできない。
4. 引用として条件が整っていれば、無許諾で掲載しても構わない。
5. 校内 LAN ならば掲載しても構わないが、引用でも外部には公開できない。

答え :4

■ 解説

- 引用とは？
- 堀田流「著作権の考え方」小咄

- 引用とは？

引用、複製、転載などは著作物の利用形態のことを指す。引用＝引き合いに出す、複製＝完全なコピー、転載＝元とは違う形でコピー（原稿の中身だけ同じでレイアウトを変えて掲載する、など）

引用は、目的にあった利用法であれば比較的自由に著作物を利用することができる。「目的上正当な範囲内」におさまるのであれば、著作者にだまって引用してもかまわない。引用であれば、Web ページや、外部に公開するものであっても利用できる。また、引用する必然性がないと正当な引用とはみなされない。

たとえば、自分が本を書くとして、自分が書くのが2割、引用が8割は「目的上正当な範囲内」といえるかどうか。ひと目を引くポスターをつくりたくてピカチュウを入れたが、これは目的上正当な範囲内といえるかどうか。

「目的上正当な範囲内」の具体的な範囲や分量は規定されていない。しばしば裁判で抗争になることが多いように、判例にまかされていることが多く、著作権法の中では詳しく規定されていない。

- 堀田流「著作権の考え方」小咄

隣の人の消しゴムを使ったら、隣の人か怒った。さて、何に怒ったのか？

1. 消しゴムが減ったという損益が生じたことに対して怒っている
2. 「だまって使ったなこの野郎」といって許諾しないことに怒っている。

著作権に置き換えてみると...

1. 本当はもうかる予定だったのにもうからなくなってしまった。
2. 許可を出せば使わせてあげたものを黙って使われた。

(堀田, 2001)

著作権というのは、デジタルでコピーが容易になったこの時代に道德と同様に重要。体験的に身に付いておかないと役に立たない。「大学生では遅い。著作権は9歳までじゃないと身に付かない(永野)」という言葉にある通り、理屈で覚えるのが難しい分野でもある。

-----参考-----

社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/>